

サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案 概要

目的(第1条)

近年、国内外において国家の関与が疑われるサイバー攻撃その他のサイバー攻撃の脅威が増大

サイバー安全保障^(※1)を確保するための能動的サイバー防御^(※2)等に係る態勢の整備を総合的・集中的に推進する

- ※1 外部からのサイバー攻撃の脅威に対して国家・国民の安全を保障することをいう。
- ※2 外部からのサイバー攻撃について、被害発生前の段階から、その兆候に係る情報等の収集を通じて探知し、その主体を特定するとともに、その排除のための措置を講ずることにより、国家・国民の安全を損なうおそれのあるサイバー攻撃の発生及びこれによる被害の発生・拡大の防止を図ることをいう。

基本理念(第3条)

サイバー安全保障態勢の整備の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 能動的サイバー防御措置その他のサイバー安全保障を確保するための措置が、サイバー攻撃の発生前の段階から事態の推移に応じて機動的・効果的に実施されるようにする
- ② 能動的サイバー防御措置の実施に当たっては、国民の理解・関心を深めることにより、その協力が得られるようにするとともに、関係機関・関係事業者（重要社会基盤事業者・サイバー関連事業者）相互の連携協力が確保されるようにする
- ③ 能動的サイバー防御措置の実施に際して、国民の自由と権利に対する制限が、国家・国民の安全を確保するために必要やむを得ない限度を超えるものとならないようにするとともに、公正・適正な手続の下に行われるようにする
- ④ サイバー攻撃の排除のための措置が事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものとならないようにする
- ⑤ 国際協力を推進するものとし、サイバー安全保障を確保するための措置の実施に際しては、関係する外国との協力を緊密にするとともに、国際社会の理解が得られるようにする

国・地方公共団体・関係事業者の責務等（第4条）

法制上の措置等（第5条）

基本的施策(第6条～第12条)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 能動的サイバー防御措置のために必要な法制の速やかな整備等（第6条）○ サイバー安全保障を確保するための措置のために必要な行政組織の整備等（第7条）○ セキュリティクリアランスを受けた人材を含む人材の確保等（第8条）○ 重要社会基盤事業者に対する助言等・サイバー攻撃を受けた者に対する相談体制の整備等（第9条） | <ul style="list-style-type: none">○ 能動的サイバー防御措置に資する情報通信技術等に関する調査・研究開発の推進等（第10条）○ 能動的サイバー防御措置に関する国民の理解・関心の増進（第11条）○ 能動的サイバー防御に関する国際協力の推進等（第12条） |
|---|--|

サイバー安全保障態勢整備推進本部(第13条～第22条)

内閣にサイバー安全保障態勢整備推進本部を設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官・サイバー安全保障態勢整備推進担当大臣、本部員：本部長・副本部長以外の全大臣）

- ① サイバー安全保障態勢の整備の推進に関する総合調整
- ② 必要な法律案・政令案の立案
- ③ 関係機関、関係事業者その他国内外の関係者との連絡調整

検討

政府は、施行後速やかに、虚偽情報等の拡散が国家・国民の安全に及ぼす影響について調査・研究を行い、検討の上、必要な措置を講ずる

施行期日：公布の日（本部の設置に係る部分は、公布の日から起算して1月以内）